

法務省政策評価懇談会（第48回）議事要旨

1. 日 時

平成29年 2月20日（月） 9：57～12：02

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

出雲 明子	東海大学政治経済学部政治学科准教授
伊藤 富士江	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
井上 東	公認会計士
大沼 洋一	駿河台大学法学部教授
(座長) 田中 等	弁護士
宮園 久栄	東洋学園大学人間科学部教授

<省内出席者>

法務事務次官	黒 川 弘 務
官房審議官（総括担当）	高 嶋 智 光
官房付（政策評価企画室長）	阿 部 健 一
秘書課総括補佐官	池 田 仁
秘書課企画調整官	一法師 靖 之
秘書課補佐官	廣 瀬 健 生
秘書課法務専門官	中 島 祐 司
人事課補佐官	横 井 秀 行
会計課補佐官	山 本 広 美
施設課技術企画室長	市 村 武
司法法制部参事官	藤 田 正 人
官房付兼司法法制部付	松 本 朗
民事局参事官	大 谷 太
民事局戸籍企画官兼民事局付	北 村 治 樹
民事局付	宮 崎 文 康
民事局民事第二課地図企画官	岩 崎 琢 治
民事局民事第二課法務専門官	三 枝 稔 宗
官房参事官（刑事担当）	上 原 龍
矯正局成人矯正課企画官	大 竹 宏 明
矯正局成人矯正課企画官	岸 規 子
矯正局成人矯正課企画官	柿 添 聡

矯正局少年矯正課企画官	岩 浪 健
保護局総務課企画調整官	勝 田 聡
人権擁護局参事官	前 田 敦 史
訟務局訟務企画課訟務調査室長	秋 山 二 郎
入国管理局総務課企画室長	根 岸 功
法務総合研究所総務企画部副部長	茂 木 善 樹
法務総合研究所研究部総括研究官	冨 田 寛
法務総合研究所研究部総括研究官	田 中 秀 樹
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	近 智 徳

<事務局>

官房付（政策評価企画室長）	阿 部 健 一
秘書課法務専門官	中 島 祐 司

4. 概 要

「平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」及び「国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書（案）」について事務局から説明した後、委員に意見を求めた。

5. 主な意見・指摘等

○平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について

<全体>

- ・P D C Aサイクルが回っているような記述がすごく少なかった感じがする。最終的に法律ができる前の段階のいろいろな施策でもP D C Aサイクルを回す発注は絶対に必要だと思うので、そういった観点で施策の考え方も少し検討していただきたい。
- ・例えば性犯罪についても、法制審議会で審議されて、法改正が行われるところに立っているが、法務総合研究所では、諸外国の性犯罪の状況、加害者の実態といった調査を行っている。そのような展開の仕方が分かる形で法改正と各種施策の連携が見える形で説明されるとよい。

<法曹養成制度の充実>

- ・施策の方向性の検討が終わり、それを具体化していくというプロセスにおいて、他との連携が重要になってくる中で、他との連携をどのようにして評価できる形で示していくのが課題なのではないか。

<裁判外紛争解決手続の拡充・活性化>

- ・裁判外紛争解決制度がどのような問題を含み得るのかということについて調査する予定はあるか。例えば、利用者の声などをアンケート調査して、実際にどのような問題点があるのか、解決策としてはどのようなものが考えられるのかということについて検討される予定はあるか。

<法教育の推進>

- ・民法第4条の見直しに当たって、法教育も何らかの見直しを行っているのか。
- ・効果を測る意味で、例えば生徒に対するアンケートなど、大人目線の指標だけではなく、子ども目線に立った指標を入れて、実際に生徒たちの声を反映した教育内容になるようなものとなれば、さらに良くなるのではないか。

<社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（窃盗事犯者に関する研究）>

- ・研究は、再犯リスクに焦点を絞って分析が行われたようだが、どのような知見を得られたのか。調査結果は、どのようにして実際の再犯防止に結びつけることが可能なのか。
- ・再犯者について、罰金刑なども含めて調べることになると、調査対象が広く薄くなる懸念がある。特に、判決前科調査、刑事確定記録調査となると、罰金事犯の人については他の窃盗常習者と比べて、克明な調書が必ずしもとられていないということが懸念されるので、そういったアプローチだけで、原因とか対策について十分に調査することができるのか。心理的、精神的な要因なども含めて別の切り口を入れる必要があるのではないか。
- ・外国の研究成果とのリンクということもあると思いますので、外国の研究成果についても調査して、盛り込む予定はあるのか。

<検察権行使を支える事務の適正な運営>

- ・サイバー犯罪に対する捜査能力を高める内容として、知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施していることは分かるが、これでよいのか、サイバーは最先端の知識が必要なので、外部から研修の講師として専門家を迎えることは当然にされていると思うが、それ以外に、専門知識を有する専門家にお願いしたり、サイバー等の研究をされている機関と連携したりということは行われていないのか。また、評価書にそうした記載は今後しないのか。

<保護観察対象者等の改善更生等>

- ・再犯防止プログラムが本人には非常に効果的であったとしても、別の要因で再犯に至るケースがないわけではないため、再犯防止につながった要因が必ずしもプログラムを受けていたこととは言えないのではないか。
- ・性犯罪や覚醒剤についてのプログラムは、他のプログラムと内容が異なるため、包括的に基準を設定することに疑問がある。
- ・従来満期釈放者と仮釈放者の対比は行われているが、仮釈放の中で、プログラムを受けた期間、仮釈放期間の是非、仮釈放期間の長短の再犯率への影響といった検討は行わないのか。

<円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進>

- ・我が国でも、最先端の機器を用いて、出入国審査手続を簡素化していると思うが、そのことを評価書に書いていないのはなぜか。
- ・偽装滞在に対する罰則を整備するなどの出入国管理法の改正が行われたとのことだが、それにより、偽装滞在者の摘発、偽装結婚、偽装留学など実務の運用はどのように変わったのか。

○国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書（案）
意見等なし